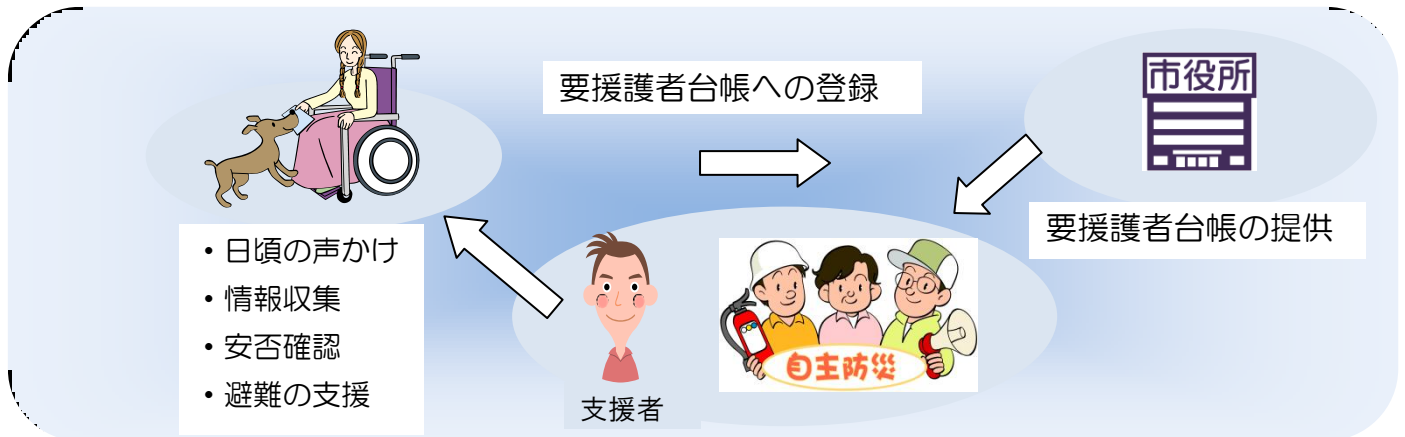


さいがいじょうえんごしゃせいで 災害時要援護者制度



Q1 どんな制度ですか？

災害時に自力で避難することや情報を得ることが困難で支援が必要な方(要援護者といいます)に対して、地域支援者を決めて、災害時に安否確認や情報の提供、避難の支援をする制度です。

Q2 どうすれば利用できますか？

市役所に登録してください。郵送による登録もできます。

申請書は、障害福祉課、高齢福祉課、社会福祉課、総務課にあります。要望があれば申請書は郵送します。申請書には、住所、氏名、申請理由、地域支援者などを記入してください。

また、その際にはこれらの情報を提供することに同意していただく必要があります。

Q3 個人情報を守られますか？

「土浦市災害時要援護者制度実施要領」に目的外の使用が固く禁止されています。登録された個人情報は市役所内で保管され、人命にかかわる緊急時のみ、関係各機関で共有します。登録された情報のうち、住所、氏名、生年月日、性別、年齢、電話番号、地域支援者の氏名・電話番号、緊急連絡先の氏名・電話番号が地区長、民生委員、地域防災組織の役員、町内会または自治会の役員に提供されます。

しえんしゃ 支援者とつながる

Q4 登録時に地域支援者を記入するようにとありますが？

ご近所の方を想定しています。

しかし、頼める方がいない場合は空欄で出してください。その場合は、市からお住まいの地域防災組織に地域支援者の協力を依頼します。

その後、地域防災組織内で検討します。

Q5 具体的には誰が地域支援者になるのですか？

お住まいの地区で異なります。

地域防災組織で担当いただく可能性が高いので、できるだけ、日頃の近所づきあいを大事にし、例えば、地域の行事などには積極的に参加いただくことも必要と思われれます。

Q6 地域支援者の役割は？

日頃の声かけや災害時の情報提供、安否確認や避難の手助けです。

ただ、もしかしたら、地域支援者も被災しているかもしれません。地域支援者はできる範囲での支援であり、義務ではないことをご理解ください。しかし、地域防災組織には登録されていますので、時間はかかるかもしれませんが、災害時には連絡が入ることになる予定です。

Q7 あらかじめ地域支援者にどんなことを伝えればいいのですか？

(1) どんな支援が必要か伝える。

- ①避難時の手助け
- ②安否確認
- ③避難情報の提供

(2) 自分の状態について伝える。

- ①どのようにしたらコミュニケーションが可能か？
- ②どの部分に障害があるのか？程度はどのくらいか？
- ③どのように支援してもらおうと助かるのか？
- ④出来ることは何か？